

別添

宮崎県総合自動車運転免許センター敷地内除草作業委託仕様書

1 作業場所

宮崎県総合自動車運転免許センター敷地内（別図の赤色で示した部分）

2 作業時期

第1期（令和8年6月～7月（日時は都度、発注者と受託者が協議の上で決定））

第2期（令和8年8月～9月（日時は都度、発注者と受託者が協議の上で決定））

第3期（令和8年10月～11月（日時は都度、発注者と受託者が協議の上で決定））

3 除草作業の内容

(1) 除草作業

ア 草刈り

(ア) 刈り払い機により地際部から刈り取るものとする。

(イ) フェンスを傷つけないよう注意する。

イ 植え込み、フェンス周辺の除草

(ア) 植え込み及びフェンス周辺の草は手で引き抜くか、引き抜きが困難なものは地際から鎌で切り取るものとする。こぼれ種で生えてくる樹木も全て切り取る。

(イ) 蔓植物も地際から切り取って巻き付いたものは全て取り外すものとする。

(2) 運搬処分

ア 刈草はレーキでかき集めてトラックに積み込み搬出し処分又は堆肥化すること。

イ 植え込み等の除草後は草を集めてトラックに積み込むとともに、竹箒等で細かいクズまで掃き取り処分すること。

4 成果報告書の提出

受託者は、各期の委託業務を完了したときは、10日以内に成果報告書を作成提出し、発注者の検査を受けなければならない。

なお、成果報告書には、作業前、作業中、作業後の写真を数か所分添付すること。

5 その他

(1) 処分又は堆肥化に係る費用も、本委託の範囲内とする。

(2) 作業員は、ヘルメット等の着用と酷暑対策を行い、各種事故防止に努めること。

(3) 除草作業、搬出作業の際、建物、車両または歩行者等に損害を与えたときは、受託者の責任により損害を賠償すること。